

令和6年度全国中学校体育大会  
石川県実行委員会災害緊急対応要項

石川県実行委員会

1 趣 旨

令和6年度全国中学校体育大会石川県内開催3競技において、自然災害及び緊急事態(重大事故、食中毒及び感染症等)が発生した場合、またはそのことが原因で円滑な大会運営に支障が生じる、あるいはその恐れがあると判断される場合の対応方法を具体的に示す。

2 目 的

自然災害及び緊急事態の発生に関しては、大会運営者だけでは対応しきれない状況もある。主催者である(公財)日本中学校体育連盟、石川県教育委員会、全国関係競技団体と連携をとりながら、迅速且つ的確、適切に対応することを目的とする。

3 内 容

自然災害及び緊急事態(以下「緊急事案」という。)とは、次に掲げる状況をいう。

- (1) 震度4以上の地震が発生、あるいは震度3以下であっても施設等に被害が発生したとき。
- (2) 開催市町全域または大会会場、宿泊施設がある地域に風雨や洪水に関する警報が発令されたとき、あるいは大雨、強風、落雷、洪水等により施設や交通機関に甚大な被害が発生したとき。
- (3) 競技施設で、選手・監督に重篤な熱中症患者が集団で発生したとき。
- (4) 競技会場及び幹旋宿泊施設等で、食中毒や感染症等が集団で発生し、複数の患者が病院に搬送されたとき。
- (5) その他、火災、爆発など、参加者の生命や健康・安全が著しく脅かされる事案が発生したとき。

4 方 法

- (1) 自然災害及び緊急事態発生の際は、石川県実行委員会事務局が連絡対応の窓口として対応する。その中心は石川県中学校体育連盟事務局とする。
- (2) 石川県教育委員会は保健体育課を中心として、自然災害及び緊急事態対応への指示指導を行う。
- (3) 石川県実行委員会事務局は、大会準備開催期間中に(公財)日本中学校体育連盟本部及び関係機関と連絡できる体制を整える。
- (4) 開催市町実行委員会は、県実行委員会と確実な連絡体制を整え、事態に対応する。

5 緊急会議の招集

- (1) 石川県実行委員会に緊急事案の第一報が入った場合は、石川県中学校体育連盟会長(兼:石川県実行委員会会長)(以下「会長」という。)は大会委員長・(公財)日本中学校体育連盟担当理事・各ブロック長を招集し緊急会議を開催する。
- (2) 緊急会議は、詳細な状況確認・情報収集を継続して行い、緊急事案の実態把握に努めるとともに、初期対応の指示を行う。

## 6 緊急対策本部の設置

- (1) 前条の緊急会議において、緊急事案が多数の参加者の安全に関わる、あるいは大会の運営に甚だしい影響を及ぼす重大な事案であると判断された場合、会長は石川県教育委員会と協議し、臨時に「緊急対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。
- (2) 緊急事案が、単独の競技会場あるいは一部の地域に限定されると判断された場合、「対策本部」設置の如何に拘わらず、会長は大会委員長に対し「現地対策本部」を設置し、緊急事案への対応と以後の競技会の扱い等について検討するよう指示する。

## 7 対策本部の構成

対策本部は次に掲げるものにより構成する。

- (1) (公財)日本中学校体育連盟会長、(公財)日本中学校体育連盟競技部長、会長  
石川県教育委員会保健体育課長、全国関係競技団体担当者
- (2) 対策本部の本部長には、会長を充て、本部長は必要に応じて前項に掲げる構成員に加えて、関係機関・団体の代表の参加を要請することができる。
- (3) 対策本部の事務は、石川県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

## 8 対策本部の業務

対策本部は、緊急事案発生に対する適切な対応を検討するため、対策本部の構成員による緊急会議を開催し、次に掲げる業務を実行する。

- (1) 情報の収集と分析
  - ①緊急事案発生時の競技会場における情報は、大会委員長が救護担当責任者及び警備担当者を介して収集・整理する。
  - ②緊急事案の発生により傷病者が発生している場合、大会委員長は傷病者の人数、傷病の状況や程度、処置の状況、搬送先等について調査する。
  - ③緊急事案により、施設等に被害が発生した場合、大会委員長は被害の状況と競技会運営に及ぼす影響について調査する。
  - ④大会委員長から発信される情報は、すべて石川県実行委員会事務局長が受信し、整理をして対策本部に報告する。
- (2) 緊急事案の初期対応

緊急事案によって施設に被害を受けた場合、施設管理者と協議の上、施設の立ち入りや使用について制限するなどして、災害発生後の会場の安全に努める。

また、人的被害があった場合は、被害者の救護に万全を尽くし、必要に応じて警察、消防、病院等と連携を図って、医療体制の充実を図るとともに、二次災害を防止するための対策を速やかに講じる。
- (3) 大会及び競技会の続行・中止・中断・延期等の判断
  - ①対策本部は、緊急事案の範囲・程度や被害者等の状況を踏まえて、大会の以後の扱いについて関係機関等との協議を経た後に、大会の続行・中止・中断・延期等を検討し決定する。
  - ②緊急事案が、単独の競技会場あるいは、一部の地域に限定される場合、競技会の続行・中止・中断・延期等の判断は、現地対策本部がこれを行う。
- (4) 報道機関への対応

対策本部が決定した大会の扱い及び緊急事案発生の状況や対応の内容等については、(公財)日本中学校体育連盟会長と会長の連名で報道発表する。
- (5) 問合せ等への対応

緊急事案に拘わる外部からの問い合わせについては、事務局が一括して対応し、一元化を図る。

## 9 報告事項

各市実行委員会は、競技終了後の報告をメール等で次のように行う。

報告先 ①石川県実行委員会事務局

②各市教育委員会教育担当課、スポーツ担当課

内 容 (医療日誌等へも記載のこと)

①発生状況(被害状況) ②発生日時 ③発生場所 ④対象者(人的、物的、気象的)

⑤初期対応状況 ⑥対策本部設置状況(必要性も検討)

県実行委員会は、各市実行委員会の報告を受け、石川県教育委員会保健体育課に報告をする。

## 10 報道対応

報道に関しては、窓口の一本化を図る。統括責任者は、石川県実行委員会会長とする。

①報道関係については、石川県実行委員会が対応する。その際、(公財)日本中学校体育連盟及び石川県教育委員会・開催市町教育委員会へ報告し、指示指導のもとに対処する。同日複数会場にて発生した場合は、開催市町実行委員会が石川県実行委員会と連携をとりながら対応する。

②石川県実行委員会は、正確な情報を収集し、参加各校への情報提供を行い、混乱を招かない配慮をする。競技部長、全国競技団体へも併せて報告する。

③学校名等、公表内容については、当該学校の学校長の承認と承諾を得ることとする。

④状況に応じた確かな判断のもとに、対処のあり方を検討する。本大会や全大会等への大きな影響等が考えられる場合は、(公財)日本中学校体育連盟等も参加する。